

平成 29 年度決算に基づく

健全化判断比率について（概略版）

安曇野市財政部財政課

健全化判断指標-再生判断指標と対応する会計等の対比イメージ図

【対象団体・対象会計】

安曇野市	一般会計 (1)	一般会計等 (1)	一般会計
	特別会計 (7)	公営事業会計 (7)	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
	公営企業会計 (4)		水道事業会計 下水道事業会計 産業団地造成特別会計 観光宿泊施設特別会計
	一部事務組合・広域連合 (11)		長野県市町村総合事務組合 長野県後期高齢者医療広域連合 松本広域連合 安曇野・松本行政事務組合 穂高広域施設組合 松尾安筑老人福祉施設組合 安曇野松筑広域環境施設組合 長野県市町村自治振興組合 安曇野市・松本市山林組合 松尾筑木曾老人福祉施設組合 長野県地方税滞納整理機構
	地方公社・第3セクター (1)		安曇野市土地開発公社

実質赤字比率

連結実質赤字比率

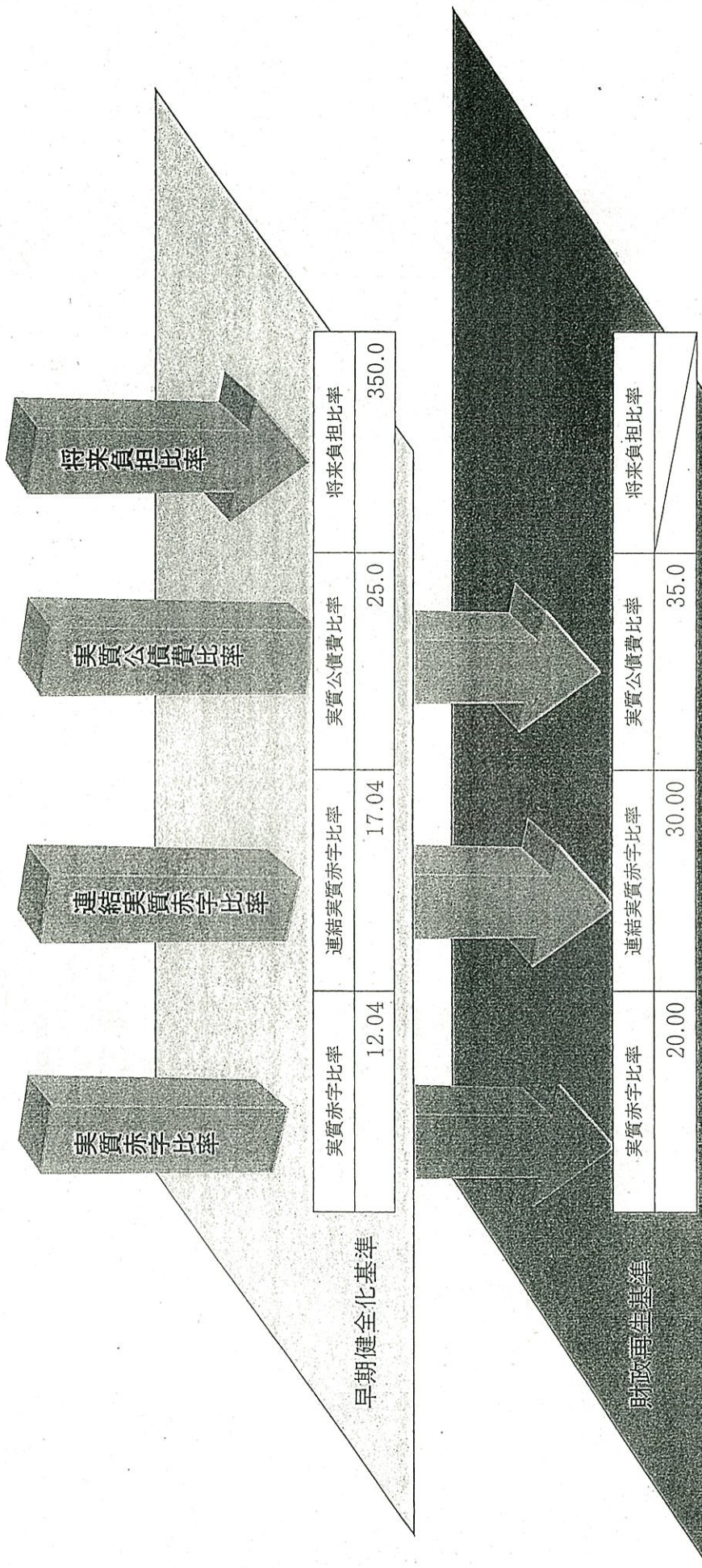
実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率

※公営企業会計ごとに算定

實質赤字比率	連結實質赤字比率	實質公債費比率	將來負擔比率
-	-	9.4	18.2



【実質赤字比率と連結実質赤字比率の財政健全化基準の算定】

財政健全化法に基づく早期健全化基準等算定表（平成29年度安曇野市）

（早期健全化基準の根拠となる従前の制度）

○ 地方債の許可制度移行要件に該当する実質赤字比率の算定

$$\begin{aligned}
 &= \text{実質赤字比率 } 4.08\% \\
 &= \left(\frac{\text{標準財政規模} + 1,000 \text{ 億円}}{100,000,000} \right) \times \frac{1}{120} \Rightarrow \text{実質赤字額 } 1,046,998 \\
 &\quad \text{標準財政規模 } 25,639,818
 \end{aligned}$$

● 標準財政規模

標準税収入	14,319,956
交付税	9,797,113
臨時財政対策債	1,522,749
計	25,639,818

○ 地方財政再建特別措置法による財政再生基準

$$\begin{aligned}
 &= \text{実質赤字比率 } 20\% \\
 &= \frac{\text{実質赤字額 } 5,127,964}{\text{標準財政規模 } 25,639,818}
 \end{aligned}$$



（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

○ 財政健全化法に基づく実質赤字比率に係る早期健全化基準の算定

$$\begin{aligned}
 &= \text{早期健全化基準 } 12.04\% \\
 &= \frac{\text{（財政再生基準赤字額）} + \text{（地方債許可基準赤字額）}}{\text{標準財政規模}} \div 2 \Rightarrow \text{実質赤字額 } 3,108,748 \\
 &\quad \text{（財政再生基準赤字額） } 5,127,964 \quad \text{（地方債許可基準赤字額） } 1,046,998 \\
 &\quad \text{標準財政規模 } 25,639,818
 \end{aligned}$$

○ 財政健全化法に基づく連結実質赤字比率に係る早期健全化基準の算定

$$\begin{aligned}
 &= \text{連結実質赤字比率 } 17.04\% \\
 &= \frac{\text{（財政再生基準赤字額）} + \text{（地方債許可基準赤字額）}}{\text{標準財政規模}} \div 2 + \text{公営企業分赤字額（標準財政規模の5\%）} \\
 &\quad \text{（財政再生基準赤字額） } 5,127,964 \quad \text{（地方債許可基準赤字額） } 1,046,998 \\
 &\quad \text{標準財政規模 } 25,639,818 \quad \text{公営企業分赤字額 } 1,281,991
 \end{aligned}$$

財政再生基準
20%

財政再生基準
30%

○実質赤字比率と連結実質赤字比率について

会 計 名		実質収支額 (千円)	会 計 名		資金不足・剰余額 (千円)
一般会計等	一般会計	672,534	法適用企業 以外	宅造事業 水道事業会計	3,139,213
				宅造事業 下水道事業会計	630,080
	小 計	672,534	法非適用企業	宅造事業 観光宿泊施設特別会計	9
	標準財政規模	25,639,818		宅造事業 産業団地造成事業特別会計	603
実質赤字比率 (%)		-2.62	合 計		4,907,727
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	293,934	標準財政規模		25,639,818
	介護保険特別会計	150,162	連結実質赤字比率 (%)		-19.14
	後期高齢者医療特別会計	21,192			

【③実質公債費比率】

実質公債費比率については、地方財政法の規定により、決算統計時に算定され、地方債の協議・許可制度移行基準として取り扱われてきましたが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、同法に定める「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「将来負担比率」とともに一体的な健全化判断比率として定められることになりました。早期健全化基準、財政再建基準については、現行の地方債協議・許可制度に則り、**25%**が早期健全化基準とされ、**35%**が財政再生基準とされました。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \times 100$$

※ 3ヵ年平均

【実質公債費比率の特徴】

1. 算定結果

- ①算定結果（27、28、29年度の3ヵ年平均）は9.4%となり、早期健全化基準（25%）及び起債の許可制移行基準（18%）を下回りました。
- ①各単年度の比率は平成27年度10.1%、平成28年度9.4%、平成29年度8.8%となります。（小数点第2位の処理は、単年度が四捨五入、3ヵ年平均は切り捨て）

2. 平成28年度と29年度の単年度における主な算定数値の増減額

① 分子となる算定数値

平成28年度に比べ29年度の元利償還金は2億8,067万1千円減額、準元利償還金は4,354万7千円増額となり、元利償還金との合計で2億3,712万4千円の減額となりました。また、元利償還金及び準元利償還金の合計から、交付税算入分を引いた後の実負担額については1億5,047万7千円減額となりました。

② 分母となる算定数

平成28年度に比べ29年度の標準税収入額は1,136万6千円の増額でしたが、普通交付税は4億4,133万4千円の減額、臨時財政対策債発行可能額は7,405万3千円の増額で、結果、標準財政規模が3億5,591万5千円減額となりました。標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に対する交付税算入分を引いた後の金額は205億5,803万9千円（2億1,565万5千円減額）となりました。

※上記①②の結果、分子となる算定数値が1億4,081万9千円減額、分母となる算定数値が2億1,565万5千円減額となりました。分子の減額率は7.8%であるのに対し分母の減額率は1.0%と、分子の減額率が分母を上回る結果となったため、平成29年度の単年度における実質公債費比率は前年度比0.6ポイント減の8.8%、3ヵ年平均である実質公債費比率については9.4%となり、前年度9.6%に対し0.2ポイント改善しました。

3. 現状と課題

元利償還金及び準元利償還金に対する交付税算入率は、平成 27 年度 69.4%、平成 28 年度 72.5%、平成 29 年度 73.5%となり、市税等で賄う額が約 30%となっています。なお、その要因としては次のとおりです。

- ① 合併以降に借入れた地方債は、臨時財政対策債（交付税算入 100%）と合併特例債（交付税算入 70%）が全体の約 8 割を占めているため。
- ② 旧町村で借入れた地方債の償還が終了する一方、合併以降に借入れた地方債の元利償還金が増加したため。

以上のことから、交付税算入率は今後、一定水準を保つものと考えられます。しかし、交付税算入率の高い合併特例債の発行期間が限られていることから、将来的には地方債発行に対する交付税算入率の減少が予想されます。また、普通交付税の合併算定替措置期間が平成 27 年度で終了し、今年度では既に 3 億 6,201 万 4 千円が縮減（減額）されており、今後、平成 33 年度にかけて段階的に縮減（減額）されます。このことから、分母となる標準財政規模も縮小していくと見込まれ、今後もできるだけ借入額を平準化し、償還額の急増を避ける必要があります。

【④将来負担比率】

将来負担比率はこの財政健全化法の柱とも言える指標です。

地方公共団体が背負っている将来負担は、地方債残高、債務負担行為支出予定額などそれぞれ個別に、また会計毎に表されてきました。

これらは金額として表示されてきましたので、その金額が適度なもののなのか、あるいは過大なもののなのかを判断することができませんでした。

また、地方公共団体の負担については、一部事務組合や第3セクターに及ぶ場合もありますが、<各地方公共団体にとって>、その分の将来負担がどの位になるのかなどを表す手法は全くと言っていいほど存在しませんでした。

この将来負担比率は、公営企業会計を含む地方公共団体の全会計、及び地方公共団体と密接な関係にある外部団体までを含む「地方債残高」、「債務負担行為に基づく支出」、「実質赤字額」などが「標準財政規模」に対してどの程度になるかを表す指標です。

ただし、あくまで地方公共団体が一般会計等において負担すべき額に基づいて計算しますので、特別会計や一部事務組合、第3セクターなどの設置意義や財務・経営状況等に基づいて当該会計、あるいは当該団体等自らが負担すべき部分は除いて算定します。

また、将来負担に対してその財源とすることが見込める基金や特定財源、交付税措置見込み額などを控除して算定します。

将来負担比率の財政健全化基準は、実質公債費比率の財政健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案して**350%**とされています。

なお、財政再生基準は定められていません。

この財政再生基準が定められていないのは、一つにこの指標が全く新しいもので、この基準と地方公共団体の置かれている実態とが完全に一致するのかが見極められないためと考えられます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \times 100$$

【将来負担比率の特徴】

1. 算定結果

将来負担比率は 18.2% (28 年度 22.2%) となり、早期健全化基準 (350%) を下回りました。

2. 平成 28 年度と 29 年度の主な算定数値の増減額

① 分子となる将来負担の算定数値

分子のうち将来負担額は昨年度比で 18 億 9,533 万 6 千円減額となりました。項目ごとに見ると、地方債新規発行額 38 億 8,814 万 9 千円 (借換債を除く) に対し、地方債償還額 (元金分) 42 億 6,205 万 2 千円であったことから、地方債の現在高は 3 億 7,390 万 3 千円減額となりました。公営企業債等繰入見込額は 12 億 1,289 万円減額となり、これは下水道事業の地方債残高が 19 億 6,841 万 4 千円減少したことが大きく起因しています。また、組合負担等見込額は償還終了に伴い 9,939 万 8 千円減額となっています。

退職手当負担見込額は 2 億 1,188 万 2 千円減額となりました。これは、早期退職等により高給与職員が退職し若年層職員に入れ替わったため退職手当支給予定額が減額したことによります。債務負担行為に基づく支出予定額は 273 万 7 千円増額で、将来負担額の総額は 730 億 190 万円となりました。

② 分子となる充当可能財源等の算定数値

充当可能基金は 4 億 9,154 万 3 千円増額、充当可能特定歳入は 890 万 9 千円増額でした。また、基準財政需要額算入見込額は 15 億 895 万 8 千円減額となりました。これは、公債費算入分 5 億 7,734 万円減額、事業費補正分が 9 億 2,846 万 1 千円減額したことが大きな要因となっています。

以上を合わせ、充当可能財源等の総額は 692 億 5,977 万 7 千円となりました。

※将来負担額 (730 億 190 万円) から充当可能財源等の総額 (692 億 5,977 万 7 千円) を引いた後の実質的な将来負担額は 37 億 4,212 万 3 千円 (8 億 8,683 万円減額) です。

③ 分母となる算定数値

標準財政規模が 256 億 3,981 万 8 千円 (3 億 5,591 万 5 千円減額) となり、算入公債費等の額と差し引いて 205 億 5,803 万 9 千円 (2 億 1,565 万 5 千円減額) となります。

3. 現状と課題

平成 29 年度の交付税算入率は、一般会計の地方債現在高に対し約 91% (平成 28 年度は 92%)、公営企業及び一部事務組合の地方債現在高 (一般会計負担分) に対し約 72% (平成 28 年度は 72%) となり、結果、総計 (一般会計、公営企業及び一部事務組合の地方債残高) に対し約 84% (平成 28 年度は 84%) となります。

これら交付税算入率は、今後も一定水準を保つものと (要因は実質公債費と同様) 考えられます。しかし、交付税算入率の高い合併特例債の発行期間に限りがあることから、将来的には地方債発行に対する交付税算入率の減少が予想されます。また、公営企業の準元利償還金に対する充当財源の多くを占める下水道事業繰出金 (基準内繰出分) について、その平準化と抑制が将来負担を軽くする大きな要因となることから、一般会計からの計画的な繰出しが重要となります。

※将来負担比率は現状を単純に計るのではなく、将来を見据えた財政運営の指針として捉える必要があります。

総括表① 健全化判断比率の状況（平成29年度決算）

Ver.29.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
202207	長野県	安曇野市	-	-	9.4	18.2

団体区分
1.都道府県
↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.04	17.04	25.0	350.0
25,639,818	1,522,749	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成29年度決算)

Ver.29.00

団体名 長野県安曇野市

会計名	実質収支額	(分母比)
一般会計	672,534	2.6
一般会計等に属する特別会計		
小計	672,534	2.6
標準財政規模	25,639,818	100.0
実質赤字比率 (%)	-2.62	※

会計名	実質収支額	(分母比)
国民健康保険特別会計	293,934	1.1
介護保険特別会計	150,162	0.6
後期高齢者医療特別会計	21,192	0.1
一般会計等以外の特別会計のうち 企業に係る特別会計以外の会計		

法適用企業	法非適用企業	合計
水道事業会計	観光宿泊施設特別会計	9
下水道事業会計		
宅地造成事業以外	宅地造成事業以外	
宅地造成事業	宅地造成事業	
産業団地造成事業特別会計		603
資金不足・剰余額		3,139,213
		630,080
		12.2
		2.5
		0.0
		0.0
		19.1
		100.0
		-19.14

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成29年度決算)

(単位：千円)

① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3③A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 増立不足額を考 慮して算定した 額(3①表「エ」欄の数値 を転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当り の元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3①表「ウ」欄の数値 を転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3②表「合計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に要する 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(ただ し、④～⑩に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
	4,436,049		2,330,797	164,247	194,695	1,073	25,964	1,890,410	3,048,521	4,418
平成27年度			2,110,172	124,576	183,997	351	33,296	1,800,853	3,416,751	4,435
平成28年度	4,784,011		2,153,719	124,646	130,665		23,638	1,686,182	3,391,185	4,412
平成29年度	4,503,340									

標準税収入額等	13,925,275	10,645,226	1,778,918
臨時財政対策債 発行可能額	14,308,590	10,238,447	1,448,696
平成27年度	14,319,956	9,797,113	1,522,749
平成28年度			
平成29年度			

実質公債費比率 (単年度)	10.07914
平成27年度	10.07914
平成28年度	9.37615
平成29年度	8.78952

地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	
-------------------------------------------------------------------	--

標準税収入額等	13,925,275	10,645,226	1,778,918
臨時財政対策債 発行可能額	14,308,590	10,238,447	1,448,696
平成27年度	14,319,956	9,797,113	1,522,749
平成28年度			
平成29年度			

(参考)

⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額	⑮ ⑥の内訳
13,925,275	10,645,226	1,778,918	<p>PF I事業に係る もの(省令第 7条第1号)</p> <p>いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買収するために 行なった債務負担 行為に係るもの(省 令第7条第2号)</p> <p>国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)</p> <p>地方公務員等共済 組合が建設した職 住住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)</p> <p>地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におい て当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)</p> <p>損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)</p> <p>損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 5号)</p> <p>社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)</p> <p>地方公共団体に準 ずるものに認めら れるもの(省令第 7条第8号)</p> <p>その他これらに準 ずるもの(省令第 7条第8号)</p>
平成27年度			<p>13,303</p>
平成28年度			<p>24,745</p>
平成29年度			<p>3,483</p>

団体名

Ver.29.00

総括表④ 将来負担比率の状況 (平成29年度決算)

長野県安曇野市

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
					地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、借付、貸付)		
41,382,731	554,221	24,241,229	311,109	6,512,610	0	0	0	0	0	0
201	3	118	2	32						

(単位:千円)

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
13,657,918	165,750	0	55,436,109
66	1		270

(単位:千円)

(分母比)

将来負担額 A	355	充当可能財源等 B	337
73,001,900		69,259,777	
A - B		=	
3,742,123		18	
		将来負担比率 (%)	
		18.2	
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D	
25,639,818	125	5,081,779	25
C - D		=	
20,558,039		100	